

令和 7 年度「信州で暮らす働くフェア」企画運営業務委託公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 3 月 4 日

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長

1 業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度「信州で暮らす働くフェア」企画運営業務

（2）業務の目的

「暮らしと仕事」に係る情報提供を一体的に行うとともに、ワンストップで移住と就労に係る相談に対応する移住イベント「信州で暮らす働くフェア」（以下「フェア」という。）を開催することで地方移住を検討している都市部在住者等へアプローチし、長野県への移住を促進する。

（3）業務内容

「信州で暮らす働くフェア」の開催に係る企画運営業務

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）に記載する内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえ、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会と受託者の協議により内容を変更することがあります。

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 業務の実施体制、事業計画
- イ イベント広報施策・ランディングページの提案
- ウ 出展事業者募集方法の提案
- エ 当日の会場運営方法・スケジュール等の提案
- オ イベント・セミナーの人選・内容等の提案
- カ 業務に要する経費及びその内訳

（6）業務の実施場所 長野県内、東京都内等

（7）履行期間又は履行期限

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（8）費用の上限額

13,250,000 円（消費税額及び地方消費税の額（100 分の 10）を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの

手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条第 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有していること。
- (8) 長野県庁又はオンライン会議ツールで行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できる者。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380 - 8570

長野県長野市大字南長野幅下 692-2

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

（長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係（県庁 1 階））

担当：福島

電話：026-235-7024（直通）FAX：026-235-7397

メール：i.ju@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 7 年 3 月 11 日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで、それ以外の場合は午後 5 時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書提出者のうち、応募資格要件に該当しなかった者(以下「非該当者」という)に対しては、非該当理由を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長より通知するものとします。

② 上記①の通知を受けた者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答するものとします。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 公募型プロポーザル説明会の開催

開催しない

5 企画提案書作成に関する質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和7年3月12日(水)午後5時まで(必着)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出してください。

(4) 送付先 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

(5) 回答方法 質問者に対してメールにより回答するほか、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年3月14日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

① 企画書（任意様式）

- ア A4 版の任意様式（A3 折りたたみ可）
- イ ページ数は概ね 30 ページ以内とすること。
- ウ 別添「仕様書（案）」に留意すること。
- エ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

② 経費見積書

③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合には、その旨を企画書へ記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4) に同じ。
- ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第 6 号）をメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 7 年 3 月 19 日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで）
- ② 提出先 3(4) に同じ。
- ③ 提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限まで田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを 3(4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		審査内容（要求内容）	配点	
事業実施体制	組織・運営体制	運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切であること	5	10
		類似事業の履行実績などから、各業務の運営が円滑に行うことが見込まれること	5	
	個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理が適切であること	5	5
事業提案の内容等	現状認識・基本方針	移住に関する動向、転職活動、課題及びニーズを的確に分析した上で、事業の実施方針を定めていること	5	5
	事業内容	(企画) ・本業務の目的、ねらいへの理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力、提案力が優れた企画となっているか	20	65
		(出展事業者募集) ・多くの県内企業・団体から本イベントへの出展を募集できるような告知方法等となっているか。	5	
		(会場や備品等の手配及び会場レイアウト) ・フェア全体の回遊性を高め、出展者・来場者ともに満足度を高められる会場レイアウトとなっているか。	10	
		(広報) ・集客が期待できる効果的な広報施策が提案されているか	20	
		(イベント・セミナー) ・「信州で暮らす働くフェア」当日に実施するイベント・セミナーについて、長野県で「暮らす働く」魅力を伝えることが出来る内容となっているか。	10	
	実現可能性	提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であること	5	5
経済性（費用対効果）		事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること	10	10
計			100	

7 企画提案の選定の方法

(1) 選定方法

ア 企画書の選定に当たっては、「信州で暮らす働くフェア」企画運営事業プロポーザル評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

イ 構成員により、提案項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各審査項目に対する配点に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点

数とします。

ウ 構成員は、イの採点結果により参加者の優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

エ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、各構成員の評価点の合計が出席構成員数に60を乗じた値に満たない者は順位点の如何に関わらず選定しません。

(2) プレゼンテーションの実施日時及び場所

① 開催日時 令和7年3月25日(火)※時間は各参加者に個別に連絡します。

② 場所 オンライン会議ツールによる

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分間、構成員による質疑 10 分間を予定

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局において閲覧に供します。

(4) 非選定理由に関する事項

① 見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(5) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は当該日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口

〒380 - 8570

長野県長野市大字南長野幅下 692-2

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

（長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係（県庁1階））

電話：026-235-7024（直通）FAX：026-235-7397

メール：iju@pref.nagano.lg.jp

- (5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (6) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 本業務の委託仕様書は見積業者が提出した提案書が基本となりますが、見積業者と田舎暮らし「楽園信州」推進協議会との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。